

ペット引き取りサービス

■犬・猫 引き取りサービスについて

まずはこのサービスについての趣旨として、申込者である会員の方が、愛犬・愛猫を安心してペットライフをおくっていただくためのサービスであることをご理解ください。

「飼い主を噛んできて大変だから・・・」「隣から鳴き声がうるさいと苦情が・・・」「引越し先がペットNGらしくて・・・」等の安易な飼育放棄はお応えできかねますのでご了承ください。

「飼育の正しい知識を基にしつけは必要です！」「飼育できる環境が十分に飼う前での検討は当たり前です！」「終生飼育の意識を基に引っ越しても飼える環境は必ずあります！」。あくまで、会員が急な怪我・病気ででの入院等の止む無き理由として、安心してまかせられる提携団体での引き取り一里親探し活動に斡旋するサービスです。

■サービス内容

会員の急な怪我・病気ででの病院への入院、また死亡時に残されたペット(犬・猫)を、当事務局が提携愛護団体へ斡旋し、団体で責任を持ってペットを引き取り飼育し、信頼できる里親を探すことをお約束するサービスです。

もちろん里親が決まるまで責任を持って飼育することもお約束します。

☆提携愛護団体での新たな飼い主探しでは、しっかりとした個人面談を行い、経済的・時間的・・・等各視点から確認し、終生飼育する約束された優良な飼い主だけにお渡しします。

■サービス条件

○会員の方で入会后2年以上の方に限り、サービスを無料で利用することができます。

○病気・怪我での入院の場合は、病院での会員名義の診断書(ご提出2週間以内の日付)が必要になります。

○ペット飼育に伴った申込者、または同居者の急なペットアレルギー発症は、同居者の場合は同居証明書、そして病院での診断書が必要になります。

○会員死亡時の場合は、会員名義の死亡届の写しが必要になります。

○当事務局指定の提携愛護団体へ直接持ち込みされる方のみとなります。※西日本・東日本という分け方となりますので、持ち込み移動距離等はご了承ください。

○お渡しの際には必ず狂犬病証明書・ワクチン証明書・鑑札証明書を団体へお渡ししてください。

上記が守られていない場合は、受け取りできませんのでどうぞご了承ください。

■サービス注意点

- ※会員の方で入会后2年以内の方は、引き取りの際に1頭につき提携愛護団体への寄付(50,000円)を基本としてサービスを利用することができます。
- ※年払いとして2年分の支払いが終わっていたとしても、あくまでも入会後の2年の経過を基本としています。2年以内でのお問い合わせは上記に伴います。
- ※1会員1頭までの引き取りとなります。2頭目以降は上記条件の寄付が必要となります。
- ※サービス利用前に提携の愛護団体を公表することはできません。
- ※提携愛護団体でのペット引き取り後、団体から状況報告等は一切しておりません。
- ※一時的な入院等で、退院までのお預かりは一切対応しておりません。
- ※ペット引き取り以降はいかなる理由があっても、お返しすることができません。
- ※ペットの引き取りで空輸での空港受けやご自宅への引き取りは基本対応しておりません。
- ※ペットの対象として犬、猫のみとなります。小動物・熱帯魚等は対象外となります。
- ※愛護団体が10才を超える老犬・老猫での介護飼育放棄と判断した場合は引き取り出来ない場合があります。
- ※飼い主に対して、もしくは他人に対して手の付けられない凶暴な犬猫での飼育放棄と判断した場合は引き取り出来ない場合があります。

■サービス手順

1.上記サービス内容・条件・注意点を必ず連絡前に確認する。

↓

2.確認後、サービス利用のための連絡をする。「引き取りサービス利用したい」の一言
TEL0120-12-7837 [P-LIFE24/PETLIFE24 カスタマーサポート]

↓

3.連絡時の事務局指定の住所に「診断書」もしくは「死亡届」を郵送する。

↓

4.当事務局で「診断書」「死亡届」が届いた時点で一度確認の連絡が入る。

↓

5.当事務局で提携愛護団体の選定し、打合せ・内容確認・受入れ体制準備に入る。



↓

6.準備後整った時点で当事務局より「引き取りサービス申請書」を会員へ郵送する。

↓

7.届いた「引き取りサービス申請書(団体公表)」をご記入頂き、当事務局へ郵送する。

↓

8.事務局で申請書を確認した後、「ペットライフ24事務局認定書」を発行し郵送する。

↓

9.«ペットライフ24事務局認定書»が届いたら、認定書を持って指定期間内に持ち込む。

※持ち込みの際に認定書を持参しないと、提携団体で引き取りはできません。

※認定書にある受入れ期間を過ぎると無効となりますのでご注意ください。

※引き取りまでに約1～2ヶ月を要します。

■万が一のための「ペットのための伝言」

会員の急な病気・怪我・死亡時の際に残されたペットをどう扱うかメッセージを残しておくことをおすすめします。

あなたが万が一の時に当サービスを利用できるのに誰もどこに連絡をしていいかも分かりません。

そのためにも下記の「ペットのための伝言」を出力して記入し、ご自宅で誰もが分かる場所へ掲示しておくことが大事です。

⇒「ペットのための伝言」用紙は会員サイトにてPDFダウンロードいただけます。

最後に・・・

当サービスは皆様の安心したペットライフをおくっていただくためのものです。

ペットは飼育が始まった時点からあなたの家族です。

その家族を身勝手な理由で手放すことは許されません。

そしてあなたの止む無き理由で手放す際は、それなりの時間と手続き、労力を要することは当然です。

その重みを受け止めて、当サービスをご利用ください。